

東京都有料老人ホーム 管理・運営の手引

有料老人ホームは、高齢者の終の棲家として選択されることも多く、開設後にいかに安定的に運営を継続し、サービスの質の確保・向上を図っていくかということは、設置事業者が常に責任を持って取り組まなければならない課題です。そのために、事業者には、開設後においても引き続き関連各法令を遵守し、有料老人ホームを適切に管理・運営していくことが求められます。

そこで、都は、有料老人ホーム開設後の適正な管理・運営の一助となるよう、有料老人ホームの管理者向けに本手引を作成しました。ぜひ施設で御活用いただき、管理・運営に関わる各手続にお役立てください。

東京都福祉局高齢者施策推進部
施設支援課

目 次

-
- 1 有料老人ホームの変更に係る手続
 - 2 有料老人ホームの廃止・休止に係る手続
 - 3 有料老人ホームに関わる報告の徴収
 - 4 有料老人ホームで起きた事故等の報告
 - 5 有料老人ホームにおける記録の保存
 - 6 介護給付費算定に係る体制等の届出（介護付有料老人ホームのみ）
 - 7 有料老人ホームの指定更新（介護付有料老人ホームのみ）

（参考1）特定施設入居者生活介護（一般型）の人員配置基準

（参考2）福祉局等ホームページ

※ 本文中 **介護付** の表示がある項目は、特定施設入居者生活介護の指定を受けている介護付有料老人ホームについてのみ関連する項目です。

1 有料老人ホーム変更に係る手続

設置届において届け出た内容に変更があった場合は、変更後1か月以内に変更届の提出が必要です（老人福祉法第29条第2項）。

なお、定員の増減、事業所の建物の構造・区画・用途、前払金・利用料に関する変更をする場合は、変更在先立ち、都への事前相談が必要です。

変更届に当たっては、「東京都有料老人ホーム届出に係る事務取扱要領」の別表2に掲げる書類を添付してください。

介護付 [介護保険法に基づく変更届が必要です（変更後10日以内）。](#)

2 有料老人ホームの廃止・休止に係る手続

事業を廃止、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1か月前までに廃止（休止）届の提出が必要です（老人福祉法第29条第3項）。

廃止（休止）届に当たっては、運営懇談会の議事録、入居者全員の同意書及び入居者名簿を添付してください。

介護付 [介護保険法に基づく廃止（休止）届が必要です。](#)

3 有料老人ホームに係る報告の徴収

有料老人ホームは、毎年、事業状況報告として7月1日基準日の重要事項説明書等を都に提出することとされています。報告徴収については毎年6月頃に文書で通知しますので、期日までに提出するよう御協力をお願いします。

なお、提出された重要事項説明書（適合表含む、）は、都ホームページに掲載します。不適合項目のある事業者においては、改善に努めていただきますようお願いいたします。

4 有料老人ホームで起きた事故等の報告

有料老人ホームで起きた事故については、施設所在地及び保険者の区市町村に文書により報告しなければなりません。また、次のいずれかに該当する事故については、都への報告も必要です。

(1) 次のいずれかに該当する死亡等重大な事故が発生した場合

- ① 死亡に至った事故（看取り期にある場合や、病気が主たる原因であることが明らかな場合を除く。）
- ② 死亡に至る危険性の高い事故（溺水、窒息、異物誤食・誤飲、認知症による施設外所在不明、自殺未遂など）
- ③ 日常生活動作の大幅な低下や多大な経済的損失等、入居者の生活に重大な影響が生じた事故
- ④ 高齢者虐待防止法に定める高齢者虐待にあたる行為がなされたと認められた場合又は疑われた場合

(2) 食中毒や感染症が発生した場合であって、入居者の10名以上若しくは半数以上（疑い含む。）に発生した場合又は死亡者若しくは重篤患者が1週間に2名以上発生した場合

(3) その他施設運営に係る重大な事故（犯罪行為に起因する可能性があるもの、施設での火災、入居者の生活に重大な影響が生じた自然災害、重大な法令違反など）が発生した場合

※上記(2)に該当する場合は、所管の保健所へも速やかに報告するとともに、保健所の指導に従ってください。

5 有料老人ホームにおける記録の保存

有料老人ホームは、費用の受領、サービス（計画及び実施記録）、苦情、事故報告等について記録を作成し、2年間保存しなければならないこととされています（老人福祉法施行規則第20条の6）。

介護付 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第235条等に基づき、利用者の退去の日から2年間の保存義務があります。

6 **介護付** 介護給付費算定に係る体制等（加算等）の届出

以下の介護給付費算定に係る体制に変更が生じた場合、都への届出が必要です。

- (1) 看護・介護職員に欠員が生じた場合、及び欠員が解消された場合
- (2) 夜間看護体制加算、看取り介護加算、個別機能訓練加算、認知症専門ケア加算又はサービス提供体制強化加算を適用する場合、及びそれぞれの加算の基準に該当しなくなった場合
- (3) 短期利用特定施設入居者生活介護を算定する場合、及び算定の基準に該当しなくなった場合

届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始します。なお、添付書類の漏れ・記入漏れなどがあると受理できません。加算の算定を開始する予定の日から2週間前を目途に届出を行うことをお勧めします。

加算等の基準に該当しなくなったときには、速やかに届け出てください。

なお、基準に該当しなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行うことはできません。誤って算定した場合には、さかのぼって返還することになります。

※介護職員処遇改善加算の届出及び提出書類、提出期限等については、下記ホームページ又はお問い合わせ専用電話にてご確認ください。

【介護職員処遇改善加算】

東京都福祉局 トップページ > 高齢者 > 介護保険 > 介護職員処遇改善加算について

(<http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【介護職員処遇改善加算お問い合わせ専用電話】

(03-5320-4343(直通))

7 **介護付** 有料老人ホームの指定更新

介護付有料老人ホームは6年毎に（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定の更新を受けなければ、その指定の効力を失うこととなります。指定更新を迎える施設については、指定更新申請書様式をお送りしますので、必要書類を添付して提出してください。

なお、指定更新の審査において、書類の追加提出や現地確認を行うことがあります。

(参考1) 特定施設入居者生活介護（一般型）の人員配置基準

指定後においても、人員配置基準を満たしているかどうか、毎月チェックしてください。

なお、看護職員及び介護職員に関する人員基準違反は、介護報酬算定において減算に該当する場合がありますので、十分注意してください。

	職種	配置基準等
1	管理者（施設長）	① 管理者（施設長）は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
2	生活相談員	① 常勤換算方法で、総利用者数（要介護者と要支援者の実人数合計）が100又はその端数を増すごとに1人以上 ② 1人以上は常勤であること。 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・総利用者数 ≤ 100 常勤換算 1名以上、うち常勤 1名以上 ・101 ≤ 総利用者数 ≤ 200 常勤換算 2名以上、うち常勤 1名以上 </div>
3	直接処遇職員 （看護職員及び 介護職員）	利用者数：看護職員及び介護職員の合計数＝3：1（常勤換算） ※利用者数＝要介護者数＋（要支援者数×0.3） ※生産性向上への先進的な取り組みにおける人員配置基準特例の適用を届け出た場合は、3：0.9（常勤換算）
	看護職員	① 総利用者数（要介護者と要支援者の実人数合計）が30を超えない施設にあっては、常勤換算方法で1以上 ② 総利用者数が30を超える施設にあっては、常勤換算方法で1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えた数以上 ③ 1人以上は常勤であること。 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・総利用者数 ≤ 30 常勤換算 1名以上、うち常勤 1名以上 ・31 ≤ 総利用者数 ≤ 80 常勤換算 2名以上、うち常勤 1名以上 ・81 ≤ 総利用者数 ≤ 130 常勤換算 3名以上、うち常勤 1名以上 </div>
	介護職員	① 常に1以上介護職員が確保されていること。 ② 1人以上は常勤であること。
4	機能訓練指導員	① 1以上 ② 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師又は准看護師）、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師） ③ 当該施設の他の職務に従事することができる。
5	計画作成担当者	① 1以上 ただし、総利用者数（要介護者と要支援者の実人数合計）が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。 ② 介護支援専門員であること。 ③ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事することができる。

※ 住宅型・健康型有料老人ホームの場合

施設長のほか、入居者の数及び提供するサービス内容に応じて職員を配置することが必要です。例えば、24時間オンコール対応で介護サービスを提供している場合には、常時1以上の介護職員を配置する必要がありますし、医療的ケアに対応している場合には、看護職員の配置が必要となります。

(参考2) 福祉局等ホームページ

各資料は次の東京都福祉局のURLからダウンロードできます。

URL、要綱、申請様式は、予告なく変更になる場合がありますので、申請・届出にあたっては最新版をご確認ください。

【変更届の添付書類（事務取扱要領別表2）】

【有料老人ホーム届出・特定施設の指定申請様式】

【介護給付費算定に係る体制等（加算等）の届出】

東京都福祉局トップページ > 高齢者 > 高齢者施設 > 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護） > 様式等

(<http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/yuuryou/youshiki.html>)

【東京都有料老人ホーム設置運営指導指針】

東京都福祉局トップページ > 高齢者 > 高齢者施設 > 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護） > 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針

(<http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/yuuryou/shishin.html>)

【都内の有料老人ホーム一覧】

東京都福祉局トップページ > 高齢者 > 施設案内 > 施設一覧 > 施設をお探しの方へ

(<http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/kourei/shisetsu/gaiyo/osagashi.html>)

【東京都有料老人ホーム重要事項説明書一覧】

東京都福祉局トップページ > 高齢者 > 高齢者施設 > 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護） > 東京都有料老人ホーム重要事項説明書一覧

(<http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/yuuryou/jyuuyoujikou/index.html>)

【社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について】

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/10/dl/s1021-1f.pdf>